

令和7年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する  
学習・生活支援事業委託企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

生活困窮家庭の子ども（小学5・6年生、中学生及び高校生世代（高校生、高校中退者及び中卒者等））を対象に、学習支援及び教育相談実施するとともに、その保護者も含めた生活習慣の改善に関する助言及び進学・就労に向けた進路選択や再就学に関する情報提供等の相談支援等を実施する「令和7年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業」を関係機関との連携を図りながら効果的に実施できる事業者に委託するため、これを遂行できる事業者を選定する企画提案コンペを実施します。

2 委託業務の内容

- (1) 委託事業名：令和7年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業委託
- (2) 委託期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日
- (3) 委託内容：令和7年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業委託仕様書（別紙）記載のとおり

3 参加資格

令和7年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業委託企画提案コンペ（以下「コンペ」という。）に参加を求める者は次の各号に定める参加要件を満たしたものとする。

- (1) 本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、法人格を有すること。
- (2) 当該コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

4 契約額

委託料は、学習支援にかかる費用の上限を14,269,860円（消費税等を含む）、タブレット端末の貸与等に要する経費の上限を2,574,000円（消費税等を含む）とし、合計16,843,860円（消費税等を含む）を上限とする。

5 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「令和7年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業委託企

画提案コンペ選定委員会」においてその内容の審査を行い、見積価格を勘案のうえ総合的に最優秀提案を選定する。

(1) 企画提案コンペ参加申請兼誓約書の提出

ア 提出期限 令和7年2月6日(木) 17時15分(時間厳守)

イ 提出先 三重県子ども・福祉部地域福祉課保護・援護班  
〒514-8570 津市広明町13番地

ウ 提出方法 郵便又は民間業者による信書便又は持参すること。(郵送の場合は、提出期間内に必着させることとし、到着を確認すること。)

なお、提出期間を超えて到着したものは受け付けませんので、ご留意ください。

(2) 企画提案コンペ参加資格の確認結果通知

令和7年2月19日(水)までに通知します。

(3) 企画提案資料の提出

ア 提出期間 令和7年2月19日(水) 8時30分から

2月26日(水) 17時15分まで(時間厳守)

イ 提出先 三重県子ども・福祉部地域福祉課保護・援護班  
〒514-8570 津市広明町13番地

ウ 提出方法 郵便又は民間業者による信書便又は持参すること。(郵送の場合は、提出期間内に必着させることとし、到着を確認すること。)

なお、提出期間の前に又は提出期間を超えて到着したものは受け付けませんので、ご留意ください。

(4) プレゼンテーションの実施

ア 日程 令和7年3月12日(水) ※時間については別途通知します。

イ 場所 三重県庁講堂棟132会議室又は Web 会議システムツールによる参加  
使用する Web 会議システムツールは原則「Zoom」としますが、本ツールの使用が困難な場合は別途発注者と事業者とで協議するものとします。

ウ 内容 プレゼンテーション15分、質疑10分

エ その他 プレゼンテーション時は、会社名・団体名を名乗らないでください。

6 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案コンペ参加申請兼誓約書 1部(様式1)

(2) 企画提案書 9部(表紙に会社名・団体名を記載し、本県の業者登録に使用した印鑑を押印したものを1部、印を押さないものを8部)資料内部には会社名・団体名を記載しないものとします。

なお、企画提案書は提案書等記入要領のとおり作成してください。

(3) 見積書 1部(本県の業者登録に使用した印鑑を押印したものを1部)

(4) 会社概要書 1部

※(1)、(4)の提出期限等については上記5(1)を、(2)、(3)の提出期間等については上記5(3)を参照してください。

なお、納税証明書等の写しについては、最優秀提案者にのみ必要とし、提出期限は別途委託者が指定する日までとします。

(5) 評価項目

ア 事業の目的との合致

生活困窮家庭の子育ての現状や課題等を理解し、本事業の目的が充分理解されているか。

イ 計画の具体性と効果

生活困窮家庭への事業説明や学習支援等の実施方法は、具体的かつ効果的な内容か。支援対象者等への安全の配慮は十分か。

ウ 事業の執行体制

想定する教育支援員は、学習支援等の経験は豊富で生活困窮家庭に対する理解は十分か。

スタッフの配置、緊急時の対応は十分か。関係機関との連携は図られているか。

エ 経験と能力

学習環境に恵まれない子どもに対して、学習習慣の確立を図り、学習意欲の向上や成績アップにつなげていくためのスキルを持っているか。

学習・生活支援事業の取組実績は十分か。

オ 経済性

契約上限額の範囲内であり、かつ妥当な見積額であるか。

7 質疑応答

質問事項の取扱いについては、下記のとおりとします。

(1) 質問の受付期限

令和7年1月31日（金）17時15分（時間厳守）

(2) 質問方法

FAXまたは電子メールによる「質問書（様式2）」の送付による

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続に関する事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできませんので、ご了承ください。

(4) 質問への回答

受け付けた質問と回答は、原則として令和7年2月4日（火）までに電子メールにより通知するとともに、県ホームページに掲載します。

8 選定結果の通知

選定結果については、令和7年3月18日（火）に発送します。

9 その他

(1) 企画提案に要する費用は、企画提案コンペ参加者の負担とします。

(2) 企画提案資料（企画提案書、見積書、会社概要書）は企画提案コンペ終了後も返却しません。

(3) 企画提案書は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象になります。

(4) 問い合わせ先

三重県子ども・福祉部地域福祉課保護・援護班

〒514-8570 津市広明町13番地

TEL 059-224-2286  
FAX 059-224-3085  
E-mail [fukushi@pref.mie.lg.jp](mailto:fukushi@pref.mie.lg.jp)

## 提案書等記入要領

### 1. 提案書等として提出する資料の種類

企画提案コンペにかかわる提案書等として、次の資料を提出すること。

- ① 本事業にかかわる提案項目(以下、「提案書」という。)
  - ② 本事業にかかわる見積書(以下、「提案見積」という。)
  - ③ 必要があれば、上記を補足する付属資料(以下、「付属資料」という。)
- 上記のものを、以下の留意事項に従い、提出すること。

### 2. 全般的な留意事項

企画提案コンペにおいては、企画提案者から提出された提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点する。このため、貴社の提案内容がわかるように、以下の項目について、具体的な内容を記述すること。

また、抽象的な提案や実施が極めて困難な内容については評価が低くなるので注意すること。

本県の要求を実現できる内容を余すことなく具体的に記載すること。

本事業の仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成するが、本県の判断で契約候補者の提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。いくつかの方式を挙げた場合には、全て提案者が実現を約束したものとみなす。

仕様書に記載しているもの以外に、この業務の目的を達成するための有効な方法がある場合は積極的に提案を行うこと。

なお、提案価格外に別途費用を必要とするものは評価対象外であるので、提案書には記載しないこと。

### 3. 提案書作成上の留意事項

- (1) 提案書の様式は、A4両面とし、パワーポイントでの作成を可とする。また、資料内部には会社名・団体名、責任者等の氏名を記載しないこと。日本語表記すること。
- (2) 1部は会社名・団体名を表紙に記載した上、本県の業者登録に使用した印鑑を押印すること。提案者の担当部門および責任者を明示すること。
- (3) 印を押さない提案書等を8部作成すること。
- (4) 表題は「令和7年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業委託に関わる提案書」とすること。
- (5) 提案書は、コンペ参加仕様書5(5)にある全ての項目について言及すること。提案書等は、表紙を含め、概ね20ページ以内に収めること。必ずページ番号を表記すること。
- (6) 評価作業者が漏れなく正確に評価できるよう、編集に配慮すること。
- (7) 本県の提示した仕様書の全面コピーおよび「仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。このような提案については、厳しく評価する。
- (8) 提案は簡潔かつわかりやすい表現で記述すること。
- (9) 提案書内容とプレゼンテーション内容が相違する場合は、提案書内容を優先するものとする。

### 4. 提案見積記載上の留意事項

- (1) 提案見積は、日本円で、消費税抜き(免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)で表記すること。
- (2) 提案見積は、提案書とは別に作成し、内訳として、①教育支援員に要する経費(人件費、交通費を含む。)、②事務運営(消耗品費、教材費等)に要する経費、③タブレット端末貸出等に要する経費に分けて作成すること。
- (3) 教育支援員に要する経費については、家庭訪問、学習支援教室の開設、オンラインそれぞれの実施方法により支援を行う際に要する経費の1回あたりの単価を併記すること。

- (4) タブレット端末の貸出等に要する経費については、1台・1月あたりの単価を併記すること。
- (5) 提案見積1部については、本県の業者登録に使用した印鑑を押印すること。
- (6) 提案見積において記載ミスがあった場合の適否または補足の可否についての判断は本県が行うものとする。
- (7) 表題は「令和7年度三重県生活困窮家庭の子どもに対する学習・生活支援事業委託に関わる提案見積書」とすること。

※ パンフレット等は直接評価の対象とはならないが、提案書等を評価するにあたって参考とするので、提案に関わる資料があれば提出すること。